

たかつ 九条の会

参院選自民党大勝、憲法をめぐる情勢は？

「丸条かながわの会」代表、岡田 尚弁護士 に聞く



憲法を足下から崩す

「解釈改憲」と「立法改憲」との闘いに全力を

自民党の改憲戦略は、「憲法改正草案」で明文改憲を掲げながら、一方では（その困難性を認識して）解釈あるいは立法改憲を着々と進める二面作戦であった。



明文改憲の切り口として今年に入って突如浮上した96条改憲は、一時は「一気に押し込まれるのでは」と思わせるほどの勢いであった。

しかし、これは安倍、橋下の思惑を外して（9条改憲論者の一部も反対に回ったこともあり）、ついにそれまで国民の間あまり意識されていなかった「96条はいかなる意味をもっているのか」「そもそも憲法とは何か」「立憲主義とは何か」という点に関して、逆に国民に広く理解される契機となってしまった。自民党が参院選で大勝したにも拘わらず、今、96条改憲の声は小さくなって後退している。

ここに、物事の本質が庶民のなかでキチンと理解されれば、邪悪な意図が見透かされてしまう、という法則をみる。



そして、参院選後に急速な展開をみせているのが、解釈あるいは立法改憲の動きである。

安倍政権はまず、「集団的自衛権の行使は憲法の容認するところではない」という政府解釈を維持してきた内閣法制局長官人事から手をつけてきた。従来の慣例を破り、強引に自らの意のままになる人物を長官にすえたのである。

この狙いは、まずは「集団的自衛権行使の容認」への政府解釈の変更による解釈改憲である。

次に、6月7日に閣議決定された「国家安全保障基本法」の制定に道を開く立法改憲である。国会での法案提出には、内閣法制局を通して提出する「閣法」と、議員が直接提出する「議員立法」の2つのルートがある。

大半は「閣法」ルートである。この場合、内閣法制局は、憲法との整合性をチェックし、憲法違反の法律は上程しないよう行政内部から立憲主義を徹底することが任務とされている。

早速問題となるのが「国家安全保障基本法」である。集団的自衛権行使や国民の国防義務の根拠となる条項を有する法律であり、改憲派の中谷元氏が「こんなのを法律で決めてはいけない。憲法改正を問うべき」と述べたほどの代物で、正に「下位の法律で上位の憲法を変える」という「下剋上改憲」と言うべき法律なのである。

「秘密保全法」も然り。安倍首相の意のままに動く新内閣法制局長官のもとで、この動きが加速化されるのは必定である。



「憲法を足下から崩していく」このような解釈あるいは立法改憲との闘いが、いま、「丸条の会」に強く求められている。



なお、「丸条かながわの会」は、県内の護憲団体である「憲法会議（事務局は自由法曹団）」「憲法フォーラム（事務局は神奈川県高等学校教職員組合）」「憲法を守るかながわの会（事務局は社民党神奈川）」等に呼びかけ、11月20日（水）午後6時30分～関内ホールにて「みんな集まれ、憲法を守る総決起集会」（仮称）を企画している。